

第1表

5 東久中央中第 188 号
令和 6 年 2 月 2 6 日

東久留米市教育委員会殿

学校名 東久留米市立中央中学校

校長名 齋 藤 実

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調として、豊かな人間性と社会性を培い、自主・自律・自治の精神に満ち、かつ培った力を存分に表現し、喜びをもって自他共に生きることが出来る生徒の育成を図る。そのために次の目標を定める。

共に生きる喜びをつかもう

◎進んで学ぶ ・人を思いやる ・体力をつける
行動目標 自主 自律 自治 表現

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

<人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成>

ア 人権尊重の精神を基盤に、生徒一人一人を大切にすると人権教育を推進する。

(ア) 「不登校0（ゼロ）」を目指し、早期発見・早期支援の相談体制の充実を図り、個に応じた多様な支援を行う。

(イ) 「東久留米市いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめや偏見や差別がなく、一人一人の個性を認め合い、尊重し合う望ましい人間関係を育む。

(ウ) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援委員会を組織し、個に応じた指導・支援を工夫するなど、一人一人の生徒の特性に応じた質の高い教育活動を推進する。

イ 特別の教科 道徳の目標に基づき、生徒が自己の生き方を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考える学習を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

<人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成>

ウ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、全ての教科等でGIGA端末の活用による協働的な学習活動の充実を図り、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。

エ コミュニケーションを図る素地や基礎を養うために、全教科において言語活動を充実させる。発表活動、グループでの話し合い活動を取り入れ、議論する機会をもたせる。

<時代の要請にこたえる信頼される学校づくり>

オ 学校評価に基づく効果的な学校改善の実現を目指し、中間評価の実施や調査内容を改善するなど、学校評価の充実を図る。

カ GIGAスクール構想を受け、情報教育推進リーダーを中心とした校内推進体制を確立させ、ICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実の推進を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向け、「東久留米スタンダード(学習指導編)」に基づく中央中授業スタイルとして、「本時の目標」の板書等による明確化及び振り返りを全教科で実施する。授業評価アンケートや学力調査等の分析結果を元に、全教科で授業改善推進プランに反映させ、授業改善に取り組む。
- (イ) 国語科では、言語能力育成の要として伝え合う力を高め、漢字コンテストを毎学期始めに実施し基礎的な語彙力の定着を図る。
- (ウ) 数学科では、東京方式習熟度別指導ガイドラインを踏まえ、定期考査や東京ベーシック・ドリル等を活用して、一人一人の生徒の習熟の程度を的確に把握し、個に応じた指導の充実を図る。
- (エ) 英語科では、TGGでの体験学習やALTを効果的に活用しながら、コミュニケーションを図る資質・能力等の使える英語力を高め、英単語コンテストを毎学期始めに実施し、語彙力の向上を図る。
- (オ) 特別の教科 道徳では、全体計画を作成するとともに、重点項目として「思いやり・感謝」を取り上げ、道徳教育の要として組織的・計画的な指導を行う。

イ 総合的な学習の時間

- (ア) 全体テーマを「共に生きるー地球・命・未来」とし、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な探究的な学習に取り組む。グローバルな視点を見いだせるように、人との関わりや社会貢献の仕方などについて主体的に取り組ませ、自己の生き方を考える力を養う。
- (イ) GIGA端末や学校図書館等を積極的に活用し、情報を正しく収集・選択・活用し、協働的な活動を行うことで言語能力、情報活用能力を養う。

ウ 特別活動

- (ア) 学校生活の母体となる学級において、生徒それぞれに役割を受けもたせることで自己存在感を高め、協働的に活動する場面においてよりよい人間関係を主体的に形成する場や機会を確保し、自己の在り方を自覚できるように生徒の「居場所づくり」と「きずなづくり」を行う。
- (イ) 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、様々な場面で自己の能力をよりよく生かし、自己実現を図りながら自己決定力の向上を図る。
- (ウ) 生徒会活動や学校行事、部活動等で異学年の生徒同士で協力して主体的に取り組む活動を充実させ、自主性、自律心、自治力を育成する。また、学年行事等で一人一人の生徒に活躍の場を設け、生徒自らの力で運営させ成就感を味わわせる。
- (エ) 学校2020レガシーとして青少年健全育成協議会主催の「花いっぱい運動」等のボランティア活動に取り組み、地域の一員としての自覚と役割を認識させながらボランティアマインドの醸成を図る。
- (オ) セーフティ教室、薬物乱用防止教室、生命(いのち)の安全教育、がん教育・感染症拡大防止・健康・生命に関する学校医による講話、栄養士による食育を実施し、健康の保持増進・身を守る安全な行動について理解を深める。
- (カ) 地震や火災等の災害発生時に自ら危険を予測し回避する等、適切な行動ができるように避難訓練や引き渡し訓練を行う。
- (キ) 人権尊重推進月間において、作文と標語作りに取り組み、人権に対する正しい理解と意識の啓発を図る。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 各教科等において身に付けた知識を相互に関連付けて考えさせたり、情報を精査して考えを形成させたりする学習の充実を図る。
- イ ICTを活用した学び合い活動や探究活動の充実を図り、自己決定の機会をもたせるなどの協働的な学習活動を確立させ、言語活動の充実を図る。また、コンピュータや情報通信ネットワークを適切に活用できるよう、正しい情報モラルやネットリテラシー等の情報活用能力を育成する。
- ウ 各教科において身に付けさせたい資質・能力と家庭での多彩な学習方法を「学びのプラン」に示し、生徒が自ら学習活動を選択し、第1学年60分以上、第2学年90分以上、第3学年120分以上の家庭学習習慣の確立を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長を図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自己実現を果たせるように、生徒自らが追求することを支援する。
- (イ) 「全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、学期ごとに生活アンケートの実施、面談、教育相談等により、いじめ撲滅と早期発見・早期対応に努める。事案発生時に、学校いじめ対策委員会並びに学校サポートチームを活用し、関係諸機関との連携し、迅速に組織的に対応する。
- (ウ) 朝礼や学級活動などで定期的にSOSの出し方について指導し、適切な援助希求行動ができるようにする。
- (エ) 家庭との連携を密にし、欠席者への連絡や欠席が連続又は増加した場合の組織的対応として、学年、生活指導部への連絡、家庭訪問等、早めの対応や組織としての取組を行う。

イ 進路指導

- (ア) キャリア・パスポートを活用しながら3年間を見通した計画的・系統的な進路指導を行い、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるように支援する。
- (イ) キャリア教育の視点に立ち、職業調べ、職業講話、職業体験学習等の体験的な活動を充実させ、望ましい勤労観や職業観を育て、自分の夢や目標について具体的に考え、生涯にわたって意欲的に学ぶ態度を養う。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

- (ア) 学習環境や授業におけるユニバーサルデザイン化を実施するとともに、一人一人の生徒の特性に応じた指導形態の充実を図る。
- (イ) 特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーも一員とした校内委員会を設置する。定期的に委員会を開催し、特別な支援を要する生徒の情報共有とその対応について検討し、校内全体で共有する。
- (ウ) 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を取り入れ、相互に理解し合い、助け合い、支え合って生きることを大切にする心と態度を育成する。

イ 特別支援教室

- (ア) 全職員が自立活動に向けて共通理解をもち、協働して指導できるように教員研修を行う。
- (イ) 学校生活支援シートや連携型個別指導計画を効果的に活用し、在籍学級と特別支援教室での様子を確認しながら、個の特性に応じた特別な指導を実施していく。その際、生徒・保護者と巡回指導教員、特別支援教室専門員及び学級担任、学年職員との連携・相談を深める。

(5) その他

- ア 巡回指導員やhyper-QUを活用して、不登校生徒へのきめ細かい対応や不登校を生まない魅力ある学校・学級づくりを推進する。また、関係機関と連携した個に応じて、個に応じた指導・支援の充実を図る。
- イ 校内研修や小中連携などを通して、生徒主体の学習活動を取り入れた授業改善を推進する。
- ウ 部活動の地域連携や教員の在校時間など、学校における「働き方改革」を推進する。